

平成27年 8月17日

国土交通省 運輸審議会 殿

石狩市新港西1丁目769-3

ダイヨク交通株式会社

代表取締役社長 紫 藤



公述申込書

今般、公聴会において公述をいたしましたく、運輸審議会一般規則の規定により、下記の通り申込致します。

記

1. 事案番号

平27第5011号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係わる特定地域の指定

3. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域「札幌交通圏」

4. 公述人

住 所 石狩市新港西1丁目769-3

電 話 0133-74-8891

法人名 ダイヨク交通株式会社

氏 名 代表取締役社長 紫 藤 正 行

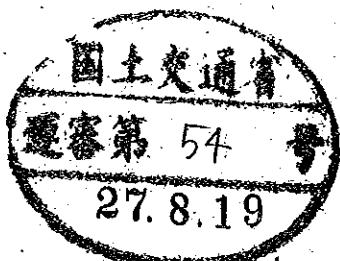
年 齢 66歳

自 宅

電 話

5. 事案に対する賛否

特定地域の指定に賛成



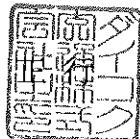
平成27年 8月17日

国土交通省 運輸審議会 殿

石狩市新港西1丁目769-3

ダイコク交通株式会社

代表取締役社長 紫 藤



公　述　書

私は、札幌交通圏において、一般乗用旅客自動車運送事業の経営者として、特定地域指定に対し、維新として受け止め、賛成の公述を申し上げます。

特定地域の指定について、札幌交通圏準特定地域協議会が平成27年 5月25日に開催され、特定地域指定の同意可否採決に於いて、構成員全員一致で特定地域指定同意が確認致したところであります。

特措法が成立した経緯には、社会情勢を無視し議論も無く、一気呵成で規制緩和されたことにより、タクシー車両が急増し、交通渋滞等々、交通体系の混乱が発生しました。加えて過当競争等々で労働条件が悪化するなど問題が山積され、さらに需要供給のバランスが崩れ、中小零細のハイタク業界にとって景気低迷と燃料高騰及び高止まりが続くなかでタクシー業界の疲弊を加速し自助努力の限界を超えたつあるなかで平成21年10月にタクシー特別措置法が施行されました。

タクシー特別措置法によって、10%の自主減車に取り組みを実施したことにより、一台当たりの営業収入の微増が実証されましたが、他業種の大企業の一部は、円安株高によって業績を伸ばしているものの、先に述べたようにハイタク業界は需要の回復がなかなか進まないなか拍車を掛けるように燃料の高騰等々、疲弊したハイタク業界の現状が曝させ悲鳴が聞こえる状況のなかで、タクシー特別措置法に強制力がないため、減車実施しない事業所もあり、不公平感が生じ、また利便性を名分にニーズ対応をうたい、法で定めた下限割り運賃を続け及び低運賃を維持するためには、安全規則の通達は法律違反だとして、違法輸送を許容し格差社会を助長するような自己中心の坪金主義的な事業者も存在したため、その弊害解消のため改正タクシー特措法が平成25年11月に成立されました。

減車実施効果によって、一台当たりの営業収入の微増が実証され、交通渋滞の緩和・労働条件の改善と良質なサービス提供にも繋がることから、ハイタク業界が一丸となって刻苦勉励で取り組み、地域公共交通機関としてのタクシーが再生するものと確信しております。

協議会では、関係自治体・消費者団体・労働組合など構成員のすべてが特定地域指定に同意致しました。協議会の決議を是非尊重して頂きたいと思います。

特定地域指定を認められた場合は、利用者への良質なサービスを今以上の向上、地域公共交通機関としての使命の達成などのために、活性化の取り組みとして、少子高齢化の時代に於いて、いつどこでも暮らし関わる利用者ニーズのあるところにタクシーありと云う様々な対応策を図り、総合的生活移動産業として、一般利用者をはじめ訪日外国人対応の観光タクシーの強化やタクシー乗務員の生活向上及び乗務員不足を図るため若年層や女性乗務員の採用推進、防犯・防災強力等々の強化などタクシー利用者の様々な要望やご意見に基づいて協議会の方々と活性案をしっかりと行い、安全を重視し規律を守ることを大前提になる協議を協議会の方々と協議を実施して行いたいと考えています。

適正化につきましては、利用者の利便性を勘案しながら適正車両数を追求し、乗務員の労働条件向上を図り、環境の改善のために努力して行く必要があります。そのためには、協議会に於いて各構成員等の意見や要望、そして利用者から寄せられたアンケート結果に基づき、安全・安心・快適への確保を最優先、最重要課題として取り組み、より一層の良質なサービスを提供し、一般乗用旅客自動車運送事業者として、道路運送法・道路交通法を遵守し、公共交通機関のロードリーダーとしての真価をさらに発揮して行く所存でありますので、特定地域指定について宜しくお願ひ申し上げます。